

総合資源エネルギー調査会 電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ（第2回）- 議事要旨

日時：平成25年8月6日（火曜日）14時～14時45分

出席者

委員

山内座長、大日方委員、辰巳委員、永田委員、松村委員

経済産業省

伊藤政策課企画官、片岡電力市場整備課長

主な意見

今回の見直しの目的

- 2ページの2段落目に「必要に応じて見直しを行うこととした」との記載があるが、何のために見直しを行うのか目的がはっきりしないため、目的をしっかりと書き込んで欲しい。例えば、取りまとめ案の他の箇所から引用するとすれば、「円滑かつ安全な廃止措置を可能とするため」などと追記して目的を明確化して欲しい。
 - 御指摘の箇所について、事務局で加筆することで検討し、座長と相談したい。（事務局）

料金原価と資産性の関係

- 取りまとめ案の内容に基本的に異存はないが、次の2点を確認したい。
 - 第一に、9ページの（2）（1）（b）において、「追加や更新のための設備投資が行われており、引き続き使用している実態があること」を踏まえ、その設備投資に係る減価償却費が料金原価に含まれ得るということを書いているが、更新や追加のための設備投資は料金原価に含まれ得ることが前提となっていることから、収益獲得能力のある資産であって、その減価償却費が料金原価に含まれ得るというロジックが背景にあると理解している。
 - 設備投資の減価償却に係る記載については、委員の指摘のとおり理解のもと記載している。（事務局）

適用関係

- 14ページ（2）解体引当金の引当方法に係る適用関係の考え方について、遡及適用しない理由として「有形固定資産の減価償却方法の変更に準じて」と書かれているが、結論において遡及しないということには同意するが、「準じて」という言葉の範囲の考え方、その及ぶ効果は様々だと思う。「減価償却方法の変更に準じて」という考え方と併存するもう一つの考え方として、資産除去債務は本来であれば資産に対応した残耐用年数に応じて費用配分することが基本的な考え方であって、今回の見直しは費用配分の変更に当たるという解釈もあり得るのではないかと。会計上の専門的な考え方になるが、一方では費用配分の変更であるという見方もあるということは提起しておきたい。
 - 「準じて」という言葉の解釈の範囲において、会計方針に該当するがその変更については会計上の見積りの変更と区別することが困難である場合ということでこのような表記とさせて頂くが、結論として遡及しないものと考えている。（事務局）
 - 指摘のあったとおり、生産高比例法から定額法への変更は、費用配分方法の変更という見方もあり、配賦方法の変更という点を重視して書いても結果的に遡及適用しないこととなる。解体引当金は電力業界の特例として処理されているが、本筋としては資産除去債務として処理することが適当。資産除去債務の場合には、対象となる有形固定資産の減価償却費を含めて費用配賦することとなっているので、どちらかといえば「減価償却方法の変更に準じて」というほうが筋としては近いと考えている。もしかすると費用配分方法の変更と整理する方がわかりやすいということかもしれないが、一般人には、生産高比例法や定額法が減価償却方法の変更と同じように理解されていることにかんがみれば、減価償却方法の変更に準じているという説明の方がわかりやすいのではないかと。
 - 両委員の御指摘についてはしっかりと議事録に留めた上で、取りまとめ案の記載は原案のとおりとしたい。いずれにせよ、遡及適用しないということで、本日の議論の中で合意された結論を省令として制度化することとしたい。（事務局）

40年超運転の場合の解体引当金の引当期間

-
- 10ページの解体引当金の引当期間について、運転期間が40年の前提で40年に安全貯蔵期間10年を加えた50年を原則的な引当期間とすると理解しているが、もし原子力規制庁の確認を経て40年超の運転が認められた場合、引当期間はどうか。
 - 3.11後の原子力規制の変更の中で40年運転制限が導入されたが、制度上、一回限り20年の運転期間延長が認められることがあり得る。40年超運転が認められた場合であっても、個別の炉の実際の運転期間にかかわらず、廃止措置にかかる費用を早期に回収するという観点から、あくまで運転期間40年に10年を加えた50年を原則的な引当期間とすることが適当と整理している。（事務局）
-

今後の段取り

- 今後の取りまとめ案の扱いに係るスケジュールを教えてください。
 - お示した取りまとめ案について、仮に本日異議なく合意に至ることができ、修正について座長に一任頂けることとなれば、所定の手続きに基づいて、近日中にパブリックコメントにかけることとしたい。本件については関係者が多いことから、広く御意見を頂戴するため、パブリックコメントの期間は1ヶ月間とすることを想定している。パブリックコメントの結果、9月上旬頃までに寄せられた御意見を踏まえて、大きな変更がなければ座長と相談して最終的な取りまとめ案を確定したい。内容次第で、大きな変更があるようであれば本ワーキンググループを再度開催して御相談することもあるかもしれない。それを踏まえつつ、取りまとめ案の内容を技術的に経産省令に落とし込み、政府部内の所定の手続きを経て省令を施行することとなる。（事務局）

以上

関連リンク

[電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

最終更新日：2013年8月8日